

2. 林業の再生に向けた取組

農林水産省は、平成21(2009)年に、森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定した。現在、平成23(2011)年7月に見直した「森林・林業基本計画」に基づき、森林施業の集約化や路網整備の加速化、機械化の促進、人材の育成等により、林業の再生に向けた具体的取組が進められている^{*19}。

以下では、林業の再生に向けたこれらの取組について記述する。

(1) 効率的で安定的な林業経営の確立

(ア) 生産性の向上が不可欠

国際商品である木材の価格が大きく上昇することは期待できない中、林業の再生を図り、間伐等の森林整備を継続的に実施していくためには、林業の生産性の向上を図ることが不可欠である。我が国における素材生産の生産性は、平成21(2009)年度現在、主伐で4.76m³/人日、間伐で3.45m³/人日にとどまり^{*20}、高い生産性を実現している欧州諸国とは大きな差がある。これは、欧州諸国において、効率的な作業システム導入の基礎となる路網整備が進

んでいることによる。

しかしながら、一部の素材生産業者等では、欧州並みの高い生産性を既に実現しており、また、今後は、人工林の高齢級化に伴う直径・蓄積の増大により、生産性の向上が期待できることを踏まえれば、我が国においても、林業の生産性の向上を図る余地は大きいと考えられる。

林業の生産性の向上に当たっては、施業の集約化によって、一括した効率的な施業の実施や十分な事業量を確保するとともに、路網整備の加速化と機械化の促進によって、作業の効率性を高めることが不可欠である^{*21}。

(イ) 森林施業の集約化

(施業の集約化により効率的な施業が可能)

林業の生産性向上を図るためには、路網と高性能林業機械を活用した効率的な作業システムを導入することが不可欠である。しかしながら、我が国の私有林の零細な所有規模では、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは難しい。このため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、意欲と能力のある林業事業体等が路網作設や間伐等の森林施業を一括して受託する「施業の集約化」を推進することが求められている。

コラム ばはん 馬搬の技術を次世代に伝承

平成22(2010)年5月に、岩手県遠野市^{とのおのし}において、馬搬従事者、森林組合、NPO、遠野市^{とのおのし}、岩手県等の馬搬に関する関係者が「遠野馬搬振興会」を設立した。

馬搬とは、馬を使って木材を運び出す方法である。馬搬は、大型機械が入れない山でも自在に入ることが可能であり、林床を荒らすことが比較的少ないことから、環境に優しい集材方法である。しかしながら、現在では、林業の機械化、馬搬従事者の高齢化・減少により、技術の伝承が難しくなっている。

このため、同振興会では、「馬搬技術伝承研修」の実施やイベントへの参加等により、環境に優しく、地域の伝統的な木材搬出技術である馬搬技術の伝承や宣伝・普及に取り組んでいる。



馬搬の様子

*19 「森林・林業再生プラン」については、トピックス(2-3ページ)、第Ⅲ章(75ページ)を参照。

*20 林野庁業務資料

*21 林業の生産性の向上については、「平成22年版森林・林業白書」(第Ⅰ章)を参照。

施業の集約化によって、作業箇所がまとまることから、路網の効率的かつ合理的な配置や高性能林業機械による効率的な作業が可能となり、木材生産コストを低減することが期待できる。

（「提案型集約化施業」を推進）

施業の集約化の推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者の施業に対する関心を高めることが効果的である。このような提案書を作成して、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する取組は、「提案型集約化施業」と呼ばれる。

「提案型集約化施業」は、平成9（1997）年に、京都府のひよしちょう日吉町森林組合が森林所有者に施業の提案書（「森林カルテ」）を示して、森林所有者からの施業受託に取り組んだことに始まる。

林野庁では、平成19（2007）年度から、「提案型集約化施業」を推進するため、森林所有者に「施業提案書」を提示して合意形成を行う「森林施業プランナー」を育成する「森林施業プランナー研修」を実施している^{*22}。

（集約化には不在村森林所有者の特定と境界の明確化が必要）

施業集約化の推進に当たっては、不在村者保有森林の存在により、効率的な施業の実施が難しくなる

例もみられる。「2005年農林業センサス」によると、森林の所在地と異なる市町村に居住する不在村者の保有する森林面積は、私有林面積の24%を占めており、そのうちの約4割は当該都道府県外に居住する者の保有となっている。

また、不在村者の増加や森林所有者の高齢化、森林の相続等により、森林所有者の特定や境界の明確化が進まない傾向にある。

このような中、平成23（2011）年4月の「森林法」改正により、所有者が不明な場合でも、必要な路網整備や適切な森林施業を実施できる手続きが措置された^{*23}。

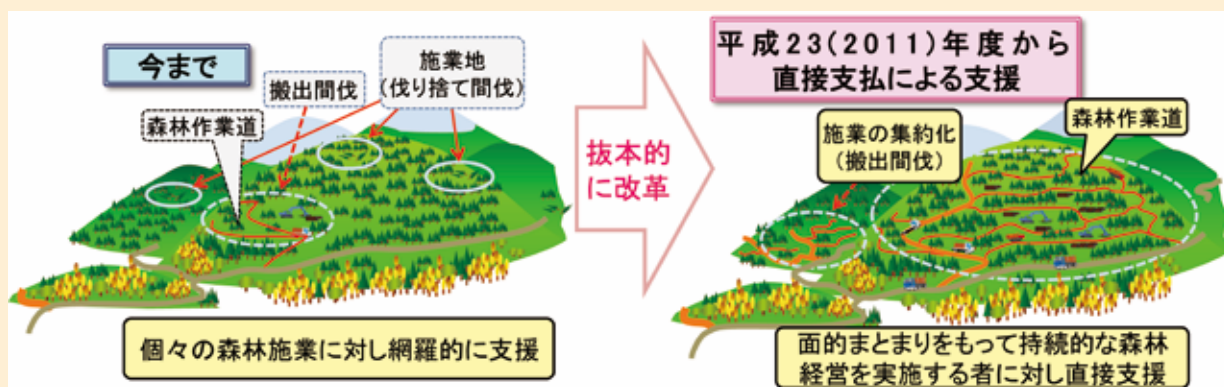
また、林野庁では、森林所有者の特定や境界の明確化を進めるため、境界や所有者が不明で整備が進まない森林において、市町村や地域住民等が行う境界の明確化活動に対して支援を行っている。

平成22（2010）年5月に閣議決定された第6次「国土調査事業十箇年計画」では、平成31（2019）年度までに林地における地籍調査^{*24}実施面積の割合を42%から50%とすることとされた。今後も、林野庁と国土交通省が連携して、林地における地籍整備の推進を図ることとしている。

（集約化による森林施業を推進）

平成23（2011）年4月に「森林法」が一部改正され、平成24（2012）年4月から、施業の集約化を前提として、面的なまとまりをもった森林を対象

図Ⅳ－28 「森林管理・環境保全直接支払制度」の概要



*22 「森林施業プランナー育成研修」については、124ページ参照。

*23 「森林法」の改正については、第Ⅲ章(76ページ)参照。

*24 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

とする「森林経営計画^{*25}」が導入された。

林野庁では、平成23(2011)年度から、面的なまとまりをもって計画的な森林施業を行う者に対して、植栽や間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を直接支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入した(図Ⅳ-28)。

同制度では、間伐の場合、①間伐面積が5ha以上、②間伐材の搬出材積が1ha当たり平均10m³以上等の要件を満たす者に対して、施業等にかかる費用の一部を支援することとしている。平成24(2012)年度からは、同制度の対象者を「森林経営計画」の作成者等に限定して、制度の実施に取り組んでいる。

また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの復興に必要な木材を全国規模で安定供給するため、川上から川下に至る総合的な取組を推進することが必要となっている。このため、平成23(2011)年度第3次補正予算では、都道府県に造成した「森林整備加速化・林業再生基金」を延長して、搬出間伐の実施や路網整備の加速化を支援している。

(ウ)路網整備の加速化

(我が国の路網整備は不十分)

路網は、造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。また、路網は、作業現場へのアクセスの改善や災害時の緊急搬送等、林業の労働条件の向上等にも寄与するものである。

しかしながら、我が国においては、路網の整備が十分には進んでおらず、平成21(2009)年現在で林内路網密度は約17m/haとなっている。

これに対して、ドイツでは、1960年代から1970年代にかけて集中的な路網整備が進められたことから、林内路網密度は約118m/haとなっている。オーストリアにおいても、1990年代半ばの時点で約89m/haとなっている(図Ⅳ-29)。

(路網作設の指針を作成)

「森林・林業再生プラン」が掲げる「10年後の木材自給率50%以上」を実現するためには、路網整備の加速化と機械化の促進によって作業の効率性を

高める必要がある。

路網作設については、これまで各地の条件に応じた工法が発達してきたが、我が国の森林は多様で厳しい自然条件の下にあることから、作設した路網が損壊する事例もあった。このため、丈夫で簡易な路網作設の基本的事項の整理が求められていた。

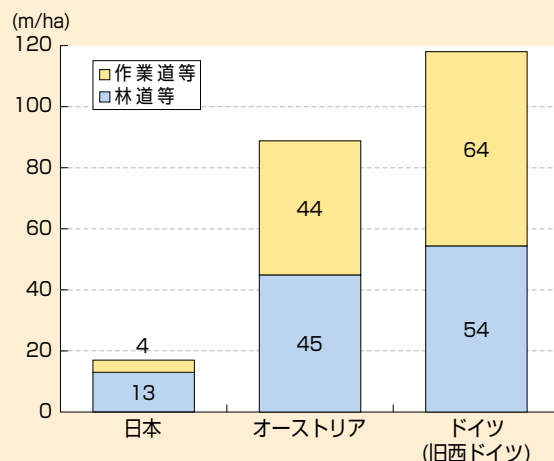
林野庁では、平成22(2010)年度に、路網を構成する道の区分を、一般車両の走行を想定する「林道」、普通自動車(10t積程度のトラックに相当)等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」の3区分に整理した。林業専用道の規格・構造は「林道規程」に位置付けるとともに、林業専用道と森林作業道の作設指針も作成した。

「林業専用道作設指針」では、林業専用道の管理、規格・構造、調査設計、施工等に係る基本的事項を示した。「森林作業道作設指針」では、森林作業道の路線計画、施工、周辺環境への配慮等について、考慮すべき最低限の事項を目安として示した。

(丈夫で簡易な路網整備の加速化が必要)

平成23(2011)年度に見直した新たな「森林・林業基本計画」では、森林施業の効率的な実施のため、林道(丈夫で簡易な構造の林業専用道を含む。)

図Ⅳ-29 林内路網密度の諸外国との比較



注：オーストリアは、Österreichische Waldinventur 1992/96による生産林における数値。ドイツ(旧西ドイツ)はBundeswaldinventur 1986/1989による数値。日本は都道府県報告による平成21(2009)年現在の開設実績の累計。

資料：BFW「Österreichische Waldinventur」、BMELV「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料

*25 「森林経営計画」については第Ⅲ章(78ページ)参照。

と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を徹底することとされた。また、林道(丈夫で簡易な構造の林業専用道を含む。)の望ましい延長の目安は、平成21(2009)年度末の約19万kmに対して、36万km程度とされた。特に、今後10年間は、育成林のうち林地生産力の高い林分を主体に整備を加速させ、林道については27万km程度を目安とすることとした。

平成22(2010)年度の林道開設延長は年間約434kmとなっており、今後、整備を加速化する必要がある。

また、林野庁では、路網整備に必要な人材を育成するため、平成23(2011)年度から、森林作業道を作設するオペレーターを育成する事業や、林業専用道の設計・作設者を育成する「林業専用道技術者研修」を開始した。

(エ)機械化の促進

(高性能林業機械は全国で4,000台以上)

素材生産の生産性向上には、立木の伐倒(伐木)、木寄せ、枝払・玉切(造材)、林道沿いの土場への運搬(集材)、^{はいつみ}極積の各工程に応じて、林業機械を有効に活用することが鍵となる。

我が国では昭和60年代(1980年代半ば)に高性能林業機械の導入が始まり、平成21(2009)年現

在、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダを中心に約4,200台が保有されている。

保有台数の内訳をみると、プロセッサが約3割を占め、プロセッサと同様に造材作業に使用されることの多いハーベスタを合わせると両者で約5割となる。このほか、フォワーダが3割弱、スイングヤーダが1割強を占めている(図Ⅳ-30)。

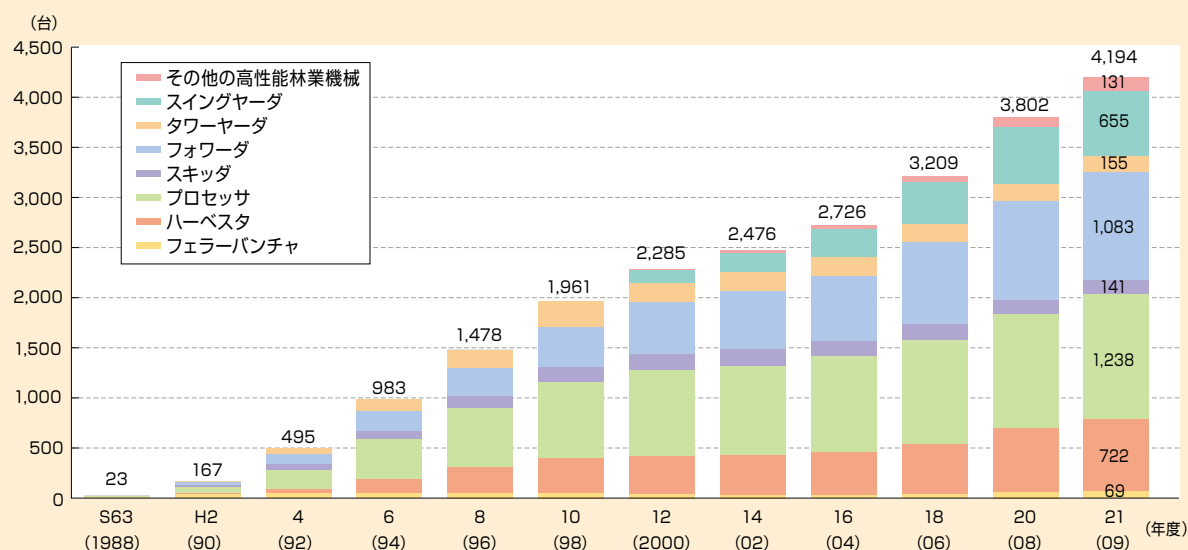
(生産性の向上には機械の組合せが重要)

高性能林業機械を活用して高い生産性を実現するためには、工程数が少なく、単純で、少人数で運用可能となるよう、高性能林業機械を適切に組み合わせて配置することが重要である。

作業システム全体の生産性の向上を図るためには、各工程の処理速度を速めるとともに、工程間の連携を円滑なものにすること等により、森林から土場まで丸太がよどみなく流れるようにすることが基本となる。高い生産性は一朝一夕に実現できるものではなく、作業システムの運用を最適化していく継続的な取組が必要である。

また、我が国の森林や地形等の条件に適応した高性能林業機械を開発・改良するとともに、これらを組み入れた効率的な作業システムを構築することが喫緊の課題となっている。林野庁では、大径木に対応したスイングヤーダ等の開発、国内外の先進的な

図Ⅳ-30 高性能林業機械の保有台数の推移(民有林)



注1：平成10(1998)年度以前はタワーヤーダの台数にスイングヤーダの台数を含む。

2：平成12(2000)年度から「その他高性能林業機械」の台数調査を開始した。

資料：林野庁「森林・林業統計要覧2011」

林業機械や木質資源の新たな利用に対応した林業機械等の導入・改良等を実施している。

なお、林業機械の導入に当たっては、機械の稼働率を高めることが不可欠であることから、長期間にわたって、十分な事業量を確保する必要がある。

（オ）生産性の向上に向けて

（林業経営の具体像を提示）

林野庁では、平成23（2011）年に「森林・林業基本計画」の見直しを検討する中で、効率的かつ安定的な林業経営の主体が10年後に達成すべき目標を示した上で、「林業経営の具体像」として、目標を達成した場合の施業地レベルでの収支改善モデルを提示した（図Ⅳ-31）。

林業経営の主体が達成すべき10年後の目標として、素材生産については、施業集約、路網整備の徹底、高性能林業機械の導入等により、間伐で「8～10m³/人日以上」、主伐で「11～13m³/人日以上」の達成を、造林・保育については、機械地^{じごしらえ}拵、コンテナ苗の活用、下刈方法の簡素化等により、「従来よりも2割以上のコスト縮減」を目指すこととした。

現状では、間伐・主伐ともに収支は赤字で、補助金込みでも造林から主伐までのトータルで赤字となっており、このままの状態では、林業経営を継続することが困難になる。収支改善モデルでは、これらの目標を達成した際、間伐については補助金なしでも黒字に、主伐については主伐収入で造林・保育コストを十分賄えるようになり、林業経営を継続できることが示された。

なお、この試算は一定の条件に基づくものであり、現実の林業経営では、地理的条件等により大きな幅があることに留意する必要がある。

（「森林・林業再生プラン実践事業」を実施）

林野庁では、平成22（2010）年度に、持続可能な森林経営と生産性の向上を目指して、路網整備、先進林業機械の導入、搬出間伐等の実践的な取組を先行的に行う「森

林・林業再生プラン実践事業」をモデル事業として実施した。

同事業では、全国5地区^{*26}において、ドイツ・オーストリアのフォレスターと各地域のフォレスターが意見交換を重ねて、提案・助言を受けながら、路網の整備や作業システムの導入、搬出間伐の実践に取り組むとともに、10年間の森づくりのプランとして「地域実践計画」を取りまとめた。各地区では、同事業により生産性の向上と生産コストの削減を実現した検証事例もみられた（事例Ⅳ-5）。

今後、モデル事業で得られた成果を踏まえて、各地域で取組の普及・改良が進められ、我が国の林業全体で生産性向上が実現することが期待される。

図Ⅳ-31 林業経営の具体像（10年後）

間伐（現状）		間伐（10年後）	
【素材生産量 等】		【素材生産量 等】	
素材生産量	55m ³ /ha	素材生産量	55m ³ /ha
森林作業道開設	130m/ha	森林作業道開設	0m/ha
【労働生産性 等】		【労働生産性 等】	
生産性	3.3m ³ /人日	生産性	10.1m ³ /人日
作業員の人件費	16千円/人日	作業員の人件費	21千円/人日
【間伐収入】		【間伐収入】	
収支	45 千円/ha	収支	73 千円/ha
補助金なしの場合	▲336 千円/ha	（補助金なし）	

主伐、再造林・保育（現状）		主伐、再造林・保育（10年後）	
【素材生産量 等】（主伐）		【素材生産量 等】（主伐）	
素材生産量	350m ³ /ha	素材生産量	350m ³ /ha
森林作業道開設	130m/ha	森林作業道開設	0m/ha
【労働生産性 等】（主伐）		【労働生産性 等】（主伐）	
生産性	7.5m ³ /人日	生産性	13.1m ³ /人日
作業員の人件費	16千円/人日	作業員の人件費	21千円/人日
【主伐収入】		【主伐収入】	
収支①	490千円/ha	収支①	1,200千円/ha
【造林・保育】		【造林・保育】	
造林・保育作業面積（累計）	8ha	造林・保育作業面積（累計）	8ha
作業員の人件費	14千円/人日	作業員の人件費	21千円/人日
経費	1,900千円/ha	経費	1,470千円/ha
補助金	1,300千円/ha	補助金	1,000千円/ha
収支②	▲600千円/ha	収支②	▲470千円/ha
【造林・保育後の収支】		【造林・保育後の収支】	
収支	▲110千円/ha	収支	730千円/ha
（造林面積当たり）（①+②）		（造林面積当たり）（①+②）	

資料：「林業構造の展望について」（平成23（2011）年3月29日林政審議会資料）

*26 北海道鶴居地区、静岡県富士地区、広島県西部地区、高知県香美・物部地区、宮崎県椎葉地区

(2) 森林・林業の再生に向けた人材の育成

〔人材育成マスタープラン〕を策定

森林・林業の再生のためには、林業の生産性の向上により、造林・保育・素材生産に係るコストの縮減を図ることが重要である。

そのためには、生産性の高い作業システムの導入・運用、路網のルート設定・開設、施業の集約化等に必要となる専門的かつ高度な知識・技術を備えた人材を育成することが求められている。

このため、林野庁は、平成22(2010)年に、効率的な森林経営に必要な能力を持った人材を戦略的・体系的に育成するための基本的な考え方となる「人材育成マスタープラン」を作成した。

同プランでは、「森林・林業再生プラン」の推進に当たって中心となる人材等を明らかにした上で、PDCA(計画Plan、実施Do、評価Check、改善Action)サイクルによる育成方法の改善、育成を行う主体の役割、育成のロードマップ等の人材育成に必要な基本的な考え方を示した。

〔森林・林業再生プラン〕の推進に必要な人材

「人材育成マスタープラン」では、「森林・林業再

生プラン」の実現を担う中心的な人材として、「フォレスター」、「森林施業プランナー」、「森林作業道作設オペレーター」、「フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)」等を挙げている(図IV-32)。

それぞれの人材の役割は、以下のとおりである。

①フォレスター

「フォレスター」は、「市町村森林整備計画」の策定支援等を通じて、地域の森づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材である。

平成22(2010)年11月に取りまとめられた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、森林計画制度の見直しに伴い、現場で森林経営の指導・実行を担う市町村を技術面から支援する必要があることを指摘した上で、森林計画の作成や路網作設等の事業実行に直接携わるなどの実務経験を有し、長期的視点に立った森づくりを計画・指導できる技術者を「フォレスター」として育成することが必要であると提言された。

フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成25(2013)年度から資格認定を行うこととして、それまでの間は、「准フォレスター研修」

事例Ⅳ-5 「森林・林業再生プラン実践事業」による取組

高知県の香美、物部両森林組合では、これまで11か所の団地(約6千ha)で施業集約化を行い、間伐に取り組んできた。この地域は、35度以上の急傾斜地が約4割を占める複雑な地形であることから、「森林・林業再生プラン実践事業」では、タワーヤードと高性能搬器の導入、これらによる作業システムを念頭においた路網整備・搬出間伐に取り組み、生産性の検証を行った。

同事業では、10路線、13kmの路網整備を実施するとともに、①短距離では林業用トラクタに取り付けたウインチ(トラクタはタワーヤードの牽引にも使用)、②中距離ではオーストリア製のタワーヤードと搬器、③長距離では集材機と荷揚げ用ウインチを内蔵した高性能搬器というように、集材距離に応じて複数のシステムを組み合わせ、従来のシステムも含めて118haで搬出間伐を行った。

タワーヤードを使った作業システムの一つの事例の結果をみると、間伐の生産性は7.6㎡/人日(全国平均3.6㎡/人日)、生産コストは6,470円/㎡(全国平均8,763円/㎡)であった。同事業では、架線の架設及び撤去の時間の短縮、プログラムによる搬器の自動運転、荷揚げ速度の上昇により、生産性や安全性等が向上することについて検証が進められている。



新たに導入したオーストリア製のタワーヤードと搬器



荷揚げ用ウインチを内蔵した高性能搬器

を受けた者が「市町村森林整備計画」の作成等への支援業務を行うこととしている。

②森林施業プランナー

「森林施業プランナー」は、小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった「森林経営計画」の作成の中核を担う人材である。

③森林作業道作設オペレーター、林業専用道設計者・監督者

「森林作業道作設オペレーター」は、丈夫で簡易な森林作業道を地形・地質等の条件に応じて作設する人材であり、一定の仕様の道を作設できる土木技術と現場の条件に応じて最終線形を判断できる能力が求められる。

「林業専用道設計者・監督者」は、林業専用道を設計するとともに、現場の条件に応じて林業専用道を作設する人材であり、一般土木技術に加えて、林業用路網の作設に必要な技術・知識が求められる。

④フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等

「フォレストワーカー(林業作業士)」は林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して安全に作業を行うことができる人材、「フォレストリーダー(現場管理責任者)」は作業班員を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材、「フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)」は複数の作業班を統括することができる人材である。

(「人材育成プログラム」を策定)

林野庁では、「人材育成マスタープラン」に基づき、平成23(2011)年6月に、育成すべき人材ごとに、「仕事」や「育成目標」を明らかにした上で、育成の手段等を示す「人材育成プログラム」を作成した。

同プログラムでは、フォレスター、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、林業専用道設計者・

監督者、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等の各人材について、それぞれの職務に必要なとされる能力と、能力を修得するのに必要な科目等を示した。

(「准フォレスター研修」を開始)

林野庁では、平成23(2011)年7月から、フォレスターの育成に向けた「准フォレスター研修」を開始した(図Ⅳ-33)。

同研修は、路網整備と作業システム、施業の集約化等について学ぶことにより、長期的視点に立って、森づくりのマスタープランとなる「市町村森林整備計画」の作成支援と実行面での指導ができる技術者を育成することを目的としている。

同研修では、「市町村森林整備計画」や「森林経営計画」の作成演習、国有林をフィールドとした現地実習等を実施した。

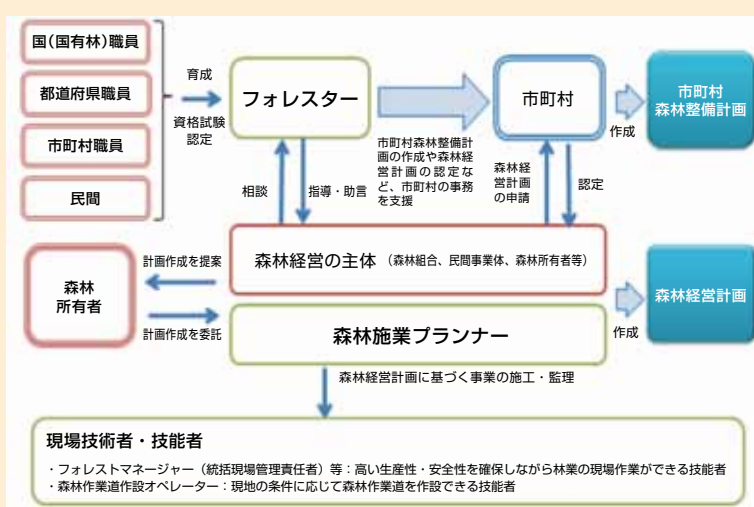
また、あわせて、地域の製材工場や合板工場等の実態調査を行い、加工・流通のニーズを把握するなどの通信研修も実施した。

平成23(2011)年度には443名が「准フォレスター研修」を修了した^{*28}。

(森林施業プランナーの育成)

林野庁では、他の人材の育成に先駆け、平成19(2007)年度から、森林所有者に「施業提案書」を提示して合意形成を行うことができる「森林施業プ

図Ⅳ-32 フォレスター等の役割



*28 「准フォレスター研修」については、トピックス(2-3ページ)を参照。

ランナー」を育成する「森林施業プランナー育成研修」を実施している。同研修の実施等により、平成23(2011)年度までに2,100名の「森林施業プランナー」を育成することを目標としている(図Ⅳ-33)。

また、平成20(2008)年度から、基礎研修を修了した事業体のスキルアップを目指すとともに、プランナー、経理担当者、現場担当者、経営管理者が一体となって提案型集約化施業を実践できるようにすることを目的とした「ステップアップ研修」が実施されており、平成23(2011)年度までに約170の林業事業体から約530名が参加した。

さらに、平成21(2009)年度からは、ステップアップ研修修了レベルにある森林組合等に対して、提案型集約化施業を実施するための基本的な体制が組織内で構築されているかについて、外部審査機関が評価を行う「実践体制基礎評価」が開始され、平成23(2011)年3月までに、6つの森林組合が評価を受けた。

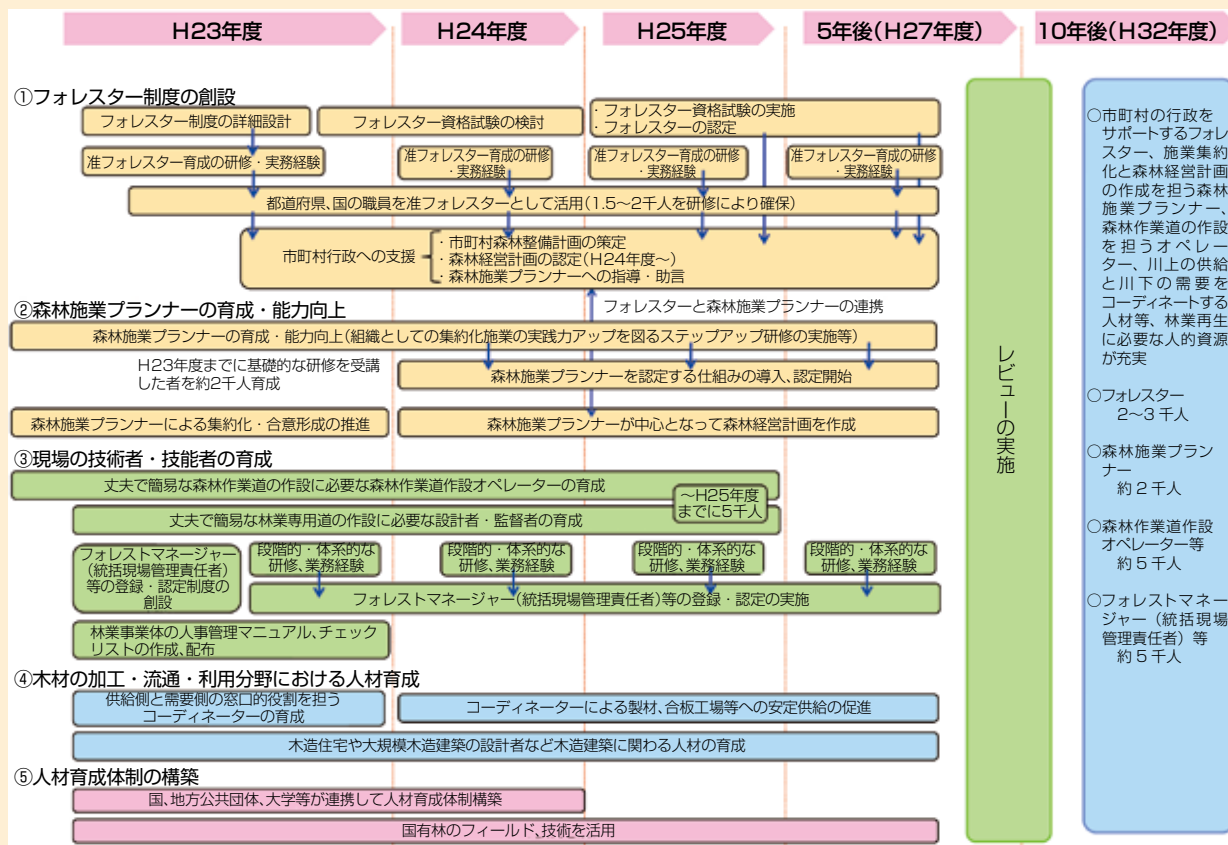
(フォレストマネージャー等を育成)

林野庁では、平成23(2011)年度から、新規就業者に対する3年間の「フォレストワーカー研修」を開始するとともに、「フォレストリーダー」及び「フォレストマネージャー」への「キャリアアップ研修」も開始した。

これらの人材が、キャリアアップにより、意欲と誇りを持って仕事に取り組めるよう、平成23(2011)年4月から、研修修了者の習得した技術・技能レベルに応じて、農林水産省が備える研修修了者登録名簿に登録する制度の運用を開始した。平成24(2012)年2月時点で、フォレストマネージャー66人、フォレストリーダー71人、フォレストワーカー1,800人、全体で1,914人を登録している。

さらに、平成23(2011)年度から、林業専用道を設計・作設する者を育成する「林業専用道技術者研修」も開始され、793名が同研修を修了した(図Ⅳ-33)。

図Ⅳ-33 人材育成に向けた工程表



資料：「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（平成22(2010)年11月30日森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ）